

会 議 録

会議の名称	子ども福祉審議会（第5回）
開催日時	平成15年8月28日（木） 午後12時30分から午後2時まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎イングビル第4会議室
出席者	(委員) 森田会長、本間副会長、有澤委員、猪原委員、梅村委員、海老沢委員、加納委員、清水(文)委員、森委員 (欠席：川又委員、斎藤委員、村松委員、清水(幸)委員) (事務局) 牧野児童青少年部長、富田子育て支援課長、村野保育課長、大塚保育係長
議 題	保育所保育料の見直しについて
会議資料	資料12 保育所保育料試算表 答申案
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発 言 内 容
会 長	<p>それでは、本日の審議会を開催いたします。</p> <p>今日の議題は、保育料の見直しの答申の原案を確定したいという事です。</p> <p>事前に委員の方々には、8月25日付という事で資料が送付されていると思います。すでに、猪原委員からはご意見を頂いておりまして、皆様のお手元に有ると思います。勿論、この意見も含めてこれからの議論をしていきたいと思っております。</p> <p>今日の議論なのですが、実は幾つか取り残した点がある事が発覚いたしまして、それをまずきちんと議論したいと思っております。その後、資料12に出て来ているいわゆる基準表ですね、保育料基準をどうするかという事を確定したいと思っております。その後、保育所保育料の見直しについての答申の文案について議論をするという事にしたいと思っております。</p> <p>事務局の方はこの進め方で宜しいのですよね。3歳になった時の保育料の移行をどうするか、保育料の実際の徴収基準表の確定、答申案文についてという事で。</p>
事務局	結構です。
会 長	<p>それでは、その様に進めさせていただきます。</p> <p>保育料は、3歳未満児と3歳以上児で保育料が違います。そこで起きてくる問題なのですが、3歳児というのは実際は、2歳児クラスの途中で3歳になる訳です。その考え方は色々有りまして、3歳になった時点で保育料も3歳の保育料にしていくという方法と、それから、満3歳になったからといってクラス編成を変えていくという事をしない自治体も有り、掛かる費用、取分け人件費等については、満3歳になったからといってすぐに保育士のかかわり方を変えていくという事がなく、実際は年度が終わるまでは同じ体制でいくので、保育料は4月の保育料、つまり2歳児の時の保育料をそのまま年度末ま</p>

	<p>で支払うという方式を取っている自治体も有ります。</p> <p>そのとき問題になってくるのが、満3歳になってから途中入園をして来る児童はどうするのか、満3歳の所を巡っては幾つか議論が有る所なのです。しかも取扱いが自治体によってかなり違うという事が有ります。後で、西東京市はどのように取り扱っているのかを伺った上で、この取扱いについて、西東京市ではどうしたら良いのかということも議論したいと思っております。</p> <p>もう一点ですが、私確認しておけば良かったのですが、国の徴収基準の場合には、3歳未満と3歳以上という区分ですが、自治体によっては3歳だけの保育料を組んでいる所も有ります。つまり3歳未満と3歳と4・5歳という三つの保育料体系を作っている自治体も有るとい事です。今回につきましては、3歳という保育料体系を作らないという事で、今まで二つの保育料体系で議論して参りましたが、最終段階では、そのままで良いのかどうかを議論させて頂こうと思ひます。</p> <p>この二点の問題につきまして、現状の西東京市の取扱いを事務局から説明して頂いて、皆様の議論に入りたいと思ひますので、宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>西東京市の場合、2歳児クラスについては、当初は3歳未満児の保育料ですが、年度途中で誕生日がきますと3歳になりますので、誕生日の翌月から3歳以上児の保育料に変わります。</p> <p>つまり5月に誕生日がくれば、翌月の6月から3歳以上児の保育料に変わり、2月に誕生日がきたお子さんについては、翌月の3月だけが3歳以上児の保育料に変わるという事で、同じ2歳児クラスの中で同じ保育をされているのですが、保育料は違うという現状が有ります。</p> <p>自治体によっては、入所した時の年齢によって保育料を決めている所も有ります。その場合、皆さんが4月に入所されている場合は、ずっと同じなのですが、途中入園のお子さんが出てきますと、例えば、同じ誕生日であっても4月に入所された方は2歳児の保育料ですが、誕生日が過ぎてから入所されたお子さんは3歳以上児の保育料になり、やはり同じクラスにしながら違う保育料になるという場合もございます。</p>
会長	<p>基本的に保育の基準というのは年度内は変えていない訳ですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>つまり、かける手間は2歳児ですから、子どもが6人に対して保育士1人、6対1という事ですが、3歳児になると20対1になりますので、そういう意味では3歳未満の扱いで保育士も配置している。だから保育料も2歳児が払っている額を年度内、そういう保育士の配置基準で保育を行う為に保育料も同じ額で行ったら良いのではという考え方があります。</p> <p>この点をまず議論したいと思っておりますが、海老沢委員、この辺りは基本的には一緒ですか。</p>
海老沢委員	<p>2歳児クラスに12人位入っておりますが、誕生日がくると市役所から、保護者宛の保育料が変わるという通知がきているのだと思うのですが、後で聞くと皆さん喜んでますね。急に保育料が減ったと言って。予想していなかったみたいです。</p>

	<p>保育園で、年度当初2歳児として預かって、その子が3歳になった誕生日を迎えた途端に急におりこうになるとか、身体がお姉さんお兄さんに突然なるという訳では有りません。手間の掛かる子は手間が掛かるし、しっかりしている子は4月からしっかりしています。</p>
会 長	<p>基本的に海老沢委員の所も、2歳児クラスのお子さんが3歳になったからといって20人に1人の配置基準にする訳ではないのですよね。</p>
海老沢委員	<p>変え様が有りません。2歳児クラスは同じ部屋で1年間過ごすという事ですので、クラス編成はいじりません。年度当初の体制が年度末まで継続されます。</p>
会 長	<p>というような状況なのですが、今までは、体制はそのままで保育料だけ引き下げるという事をしていた訳です。これを年度内は同じ額の保育料を取るという事になるのですが、少しご意見を頂けますか。</p>
有澤委員	<p>この保育料の見直しにあたっての基本的な考え方は、公平性という事を私達は大切にしてきたと思います。受けたサービスに対しては応分の負担をして貰おうという事も基本的に議論してきたと思うのです。</p> <p>ですから、その二点から考えてもやはり4月から3月までは同じ保育料を払って貰い、4月になって新しいクラスになった時点で見直すという方が良いと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見は。</p> <p>例えば、そのクラスに3歳になってから入ってくる子については、2歳児の保育料を貰うのか、それとも3歳児の保育料を貰うのか。どうでしょうか。</p> <p>これはかなり基準が違ってくるのですよね。6対1が20対1になる訳ですから。実は、全国の中では、3歳になった途端に3歳児クラスに移動させる所もあります。そういう所をご存知ですか。</p>
海老沢委員	<p>知りません。そうすると、2歳児が段々減ってきてしまうという事ですか。</p>
会 長	<p>そうですね。だから、年度途中で入れ直している訳です。</p>
海老沢委員	<p>ちょっと想像が付きません。この辺では聞かないですね。</p>
会 長	<p>年齢別保育を行っていない自治体も多いですから。</p>
有澤委員	<p>子どもが慣れるという事を考えると、途中で他のクラスに入れるというのはどうなのですかね。小学生でも途中から違うクラスに入れると、子どもが慣れるのに時間がかかりますので、保育園の子はどうなのかなと思いますけど。</p>
会 長	<p>基本的には今の議論で宜しいですか。要するに、3歳になった子どもであっても、満2歳児が入っているクラスに入るという事で応益負担の点からも、3歳未満児の所の保育料を負担して貰う。</p>

	猪原委員、どうですか。
猪原委員	おかしくはないと思います。途中で変えるメリットは保護者の負担が軽くなるというだけですものね。
本間副会長	保護者の方は、変更になるという事は皆さんご存知なのですかね。
森委員	保育料そのものは申し込む時に見るだけで、後は自分がどのランクかという事を意識されない方が多いと思います。
猪原委員	条例の適用関係からいくと、3歳と3歳未満とはっきり誕生日を境に分けていますよね。厳格に適用すると、変えるのが筋は筋なのでしょうね。
事務局	規則上、現在は年齢により保育料を変える事になっていますので、3歳になると保育料を変えています。ですから、今後その方法を変える場合は、規則を変える事になります。
猪原委員	規則ですから、条例を越える事は出来ないし、条例に違反するような事は出来ませんよね。条例の解釈というのは、客観的に決まる訳ですよ。そうすると、3歳、3歳未満児というのは何を基準に分けているのかということ、誕生日という事ですよ。3歳になったのに3歳未満の保育料を適用する事が、条例の解釈上問題はないか、違反にならないか、こういう問題ですよ。現実と言うとちょっとおかしいような、違反になるような感じがしますがね。ただそれを、規則で出来ますかね。
事務局	費用徴収条例では、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるという事になっています。条例の中には年齢の規定はありません。規則の方で、年齢区分は、満年齢により行うものとするという規定になっています。その部分を満年齢ではなくて、4月1日現在の年齢によるなどという規定にするという事です。
梅村委員	考え方としては、今の議論の流れで私は良いと思うのですが、国の方の基準というのも3歳未満、3歳以上で分かれているのでしょうか。
会 長	そこの運用の仕方を指示していないから、自治体によって全然違うのだと思います。
梅村委員	3歳の区切りの事について、国基準は満年齢になっているのですか。
事務局	国の基準では、入所月の年齢になっています。 4月に入ったお子さんは、3歳になってもその年度はそのままです。途中入所の場合、3歳で入所されたお子さんは、3歳以上児の金額を適用する事になっています。
梅村委員	そうなのですか。でも国基準とこちらの保育料徴収基準と整合性がなければならぬという事は全然ないのですね。

会 長	運用で決めて問題はないと思います。
清水(文)委員	4月の時点では、2歳何ヶ月で2歳児のクラスにいる、ところが4月、5月の早い時点で3歳になったといった時に、3歳児としての扱いと、それこそ未満児の扱いとで、3歳になった子どもはどうなのでしょう。
会 長	全く処遇を変えないから、掛かる人手だとか費用は全部一緒なので、その意味で保育料を変えないで良いのではという事です。
清水(文)委員	それは分るのです。だけど、子ども自身にとっては、クラスが変わるのはちょっとという事も有りますけど。
会 長	変えた方が良いのではないかという事ですか。
清水(文)委員	そうです、逆に。子ども自身にとってはどうなのでしょう。3歳児のお子さん達と切磋琢磨していった方が良いのか、或いは2歳のクラスでやっていった方が良いのか、どうなのでしょうかね。ちょっと分らないのですが。
会 長	海老沢委員、どうでしょうか。
海老沢委員	<p>年齢別の部屋が、2階に何室とか、1階に何室とか、年齢でクラスを決めています。2歳児クラスが12人いたとして、誕生日がきた子を次々に3歳児のクラスに上げてしまったら、不合理な事が随分有ると思います。</p> <p>今まで、4月から馴染んできた先生とお友達とお別れしてしまう。新しい環境で自分よりはすでに年上の子が多い訳ですから、3歳児に入ったとしても、3歳児の子はもう4歳になっている子も段々増えてきます。年齢差が追いつく訳ではないし、小さい子が新しい環境に馴染むのに、適応できる子は早いですけど、ダメな子は1年経っても出来ません。</p> <p>後は、物理的な部屋の広さとか、個人別に小さな私物入れのロッカーみたいな場所を作っていますが、定員の數位しか用意して有りませんので、物理的にちょっと大変だなという気がします。</p> <p>3歳児のクラスが当初20人でスタートしているとしたら、半年、1年後には25人、30人になってしまう訳ですから、生活の中で食事をするのも自分の部屋、昼寝をするのも自分の部屋ですから、布団も敷けなくなってしまいます。結局物理的な影響がとても大きいと思います。</p> <p>何処の保育園も、敷地や部屋の面積に余裕を持って作っているという事は余りないので、大体ほんの少し余裕を持ってというような、それは学校の教室なんかも同じだとは思いますが。クラスを途中で変えるという事は、現実にはちょっと考えられません。発想を180度転換させませんと、ちょっと考え難いと思います。</p>
会 長	多分それを行おうとすると、清水(文)委員の発言ですと、今度は4歳も同じですよ。
清水(文)委員	そうですね。

会 長	<p>どんどん移動させなければいけない。それは、小学校の方はそうなっているかという、そうではないですね。</p>
清水(文)委員	<p>それでは心配ないですね。</p>
会 長	<p>ただ、低年齢の所では、例えば這い這いし始めたお子さんと、寝たきりのお子さんと区別する為に、這い這いし始めたら少し歩ける所に移動するとか、そういう事は色々な現場でクラス編成の有り方としてやっている所も有ると思うのですが、現実的には、それは考えなくても良いと思います。</p>
清水(文)委員	<p>そうですか、分りました。</p>
会 長	<p>それでは、年度途中で年齢区分は変えないという形で進めさせて頂きます。</p> <p>それから、保育料のもう一つの3歳の枠という事ですが、実は保育所の運営費の基準というのは3歳以上で出来ている訳ではなく、3歳児と4・5歳児と分かれています。ですから、それは受持ち人数が3歳児の場合ですと子ども20人に保育士1人、4・5歳児の場合は30人に1人という事になっているので、結局人手の問題等で基準額が違ってきます。</p> <p>ですから自治体によっては、3歳未満、3歳、4・5歳という保育料の徴収基準を作っている所も有りますが、今回については、3歳未満と3歳以上という事で試算を作らせて頂いて、今までも議論をしまいましたが、そういう形でこのまま踏襲するという事で宜しいでしょうか。</p> <p>もう少し細分化していくと、こういった3歳の所だけを、また別の保育料体系を作るという事も有ると思いますが、当座はこの様にさせて頂くという事で宜しいでしょうか。これはまた多分議論しなくてはいけない事だとは思いますが。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
会 長	<p>それでは、3歳未満と3歳以上という事での保育料の試算ですが、この試算の根拠ですね、どういうふうに試算10と試算11が違うのか、それから以前議論した事がどのような形でこの表になったのかという事を、事務局の方から説明をして頂いて議論に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>(資料12説明)</p>
会 長	<p>国の徴収規準というのは前に皆さんと勉強したように階層が非常に少ないのですね。ですから、結局階段状に上がっていく訳です。その上がり方が非常に激しい。そのために少し所得が増えて上の階層に移ると非常に大きく保育料が上がってしまう。試算10は国基準との割合を基本としているので、D4階層にいた人がちょっと収入が上がったために、D5階層になってしまうと、ここで7,000円も格差が出て来てしまうことになる。そういう意味で言うと、少しここを均した時にはどうなるかという事を考えて頂けませんかという事で作って頂いたのが、試算11という事です。</p>

	<p>これを作る時の基本的な考え方は、先程も説明が有りましたように、国規準に対する割合としては合計して50%にするという事が大前提で、そして出来ればC階層からD階層は20%から60%の範囲内にしたい。範囲内ですから最小を幾つにするかという事を決めた訳ではないのですが、そうすると全体の階層差という事を考えていくと、B階層の所も20%にするのか、或いは23%位の試算11にするのか、この辺の判断も有ると思います。</p> <p>この試算11の方ですと、D12階層の方はかなり押さえ気味になって、全体としてなだらかな負担割合になっています。</p> <p>質問とご意見を一緒に承りたいと思いますが、如何でしょうか。</p>
有澤委員	<p>質問なのですが、試算11の第1子（改定後）の下の欄に3歳限度額が41,520円、4・5歳限度額が34,790円と書いて有りますよね。この限度額というのと表の見方がちょっと分らないのですが。</p>
事務局	<p>国基準の保育料は保育単価と比較してその金額を超えてはならない額になっています。例えば3歳以上児で国基準の7階層ですと77,000円とあるのですが、但し書きで保育単価限度となっております。その保育単価が3歳児の場合ですと41,520円でこの金額を超えない額を国基準としては設定しているという事です。4・5歳児については34,790円を限度とするという事です。</p>
有澤委員	<p>これは、国基準の額という事ですね、分りました。</p>
会 長	<p>ですから試算11の右側の方の国規準との割合を3歳と4・5歳と分けて書いて頂いたという事です。</p> <p>他に、ご質問とかご意見ございますか。</p>
森委員	<p>試算10よりは試算11の方が、やはり間差とか階層差を考えるとなだらかで、試算11の方が良いと思います。</p>
会 長	<p>私が随分気にしましたのは、実は3歳以上の所を、4.5歳の限度額で保育料を換算すると69%とか70%位になってしまうのですね。ただ3歳児の限度額の場合だと50%以内に収まるという事で、これは平均的なものなので、どちらで採るとも言えないので、大体60%位を目安にするという事で、間を取らせて頂いてこれ位の上限という事で作って頂いたのです。</p>
梅村委員	<p>支払う側の立場として、引上げ額が所得の多い階層D8～D10位はちょっとマイナスになったりする人がいる位なのだが、もう少し低所得の方達が7,800円上がったりとかしますよね。その辺はなんと言うのか納得して頂けるのか、どうでしょうか。</p>
会 長	<p>D3からD6位までですね。ここは、今まで保育料が低かった所で、その所を上げないと、上の階層を物凄く上げないと50%にならないという事で、この辺がある種今まで厚い補填がされていた分が影響しているという事です。</p>
梅村委員	<p>皆さんは、議論の経過とかは踏まえずに金額だけを見てしまいますからね。</p>

清水(文)委員	対象人数が一番多いですね。
会 長	そうですね。だからその辺の方にちゃんと払って頂くという事で、全体として収まってくる事になると思います。国基準の割合としては、それでもまだ40～50%台くらいなのですが、如何でしょうか。
有澤委員	良いと思います。
会 長	そうすると、試算11の方で宜しいでしょうか。
委 員	良いと思います。
会 長	それでは、試算11の方で、第2子は半額、第3子以降は90%減額で、この表を使うという事で決定したいと思います。 続いてですが、この問題を含めて、答申案というのを皆様にお配りしてあります。基本的には今まで議論してきた事を書かせて頂いたものなのですが、猪原委員からご意見を頂いていて、私も読ませて頂き、是非ここは取り入れたいなと思っておりますが、案に対して異論という様には読ませて頂かなかったのですが、宜しいでしょうか。
猪原委員	すべてこれで結構だと思えます。その上で感想的に述べさせて貰いました。
会 長	猪原委員の意見はおっしゃる通りで、その部分は書き込んだ方が良いと思いますので、これは頂きたいと思えます。他の皆さんの中でご意見は如何でしょうか。こういう事をここではもう少し書き込んだ方が良いのではないかと、読んでみたらこれは変だとか何かありますか。
加納委員	私もこれを昨日手に致しまして何回も読ませて頂きました。基本的にはこれで賛成です。 諮問を受けた保育所保育料の見直しは、答申としては非常に明確に提案されておりますし、尚且つ理解し易い説得力を持っている内容だと思っております。三章からなる構成も大変見易くて好感を持って読みました。 何回か読む内に気が付いたのですが、途中で語句の使い方の間違いとか細かい訂正が何箇所か有りましたので、後程お話をさせて頂きたいと思えます。(審議会終了後、訂正箇所について意見を聞く。)
会 長	他にご意見ございますか。
森委員	答申案2ページの2(1)延長保育料の所なのですが、私の記憶がちょっと定かではないのですが、「1時間の時間単価を300円とし」と有るのですが、1回の利用料が300円だったと記憶していたのですが。
会 長	延長保育時間は今は1時間ですよ。これから8時までの延長保育も検討さ



	れておりますので、その場合は2時間になります。
森委員	それで時間単価としているのですか。
会 長	そうです。今はそのままが良いのですが、2時間になった場合は1回の利用料が2時間になると600円になるという事です。
森委員	分りました。
会 長	延長保育の利用者の人数ですが、事務局に計算して頂きました。その数字をお話頂けますか。
事務局	7月分の実績を見てみましたが、公立保育園17園だけの人数ですが、延べ489の方が利用されています。その内1回から5回利用された方が221人で率にすると45.2%です。6回から10回利用されている方が66人で13.5%、11回から15回利用されている方が102人で20.9%、16回から20回利用されている方が81人で16.5%、21回から25回利用されている方が19人で3.9%です。 金額にしますと、現行の2,500円限度ですと約890,000円になるのですが、これを1時間300円、限度額無しで計算しますと、おおよその金額ですが1,050,000円位になり、少し増えることになります。
会 長	最初に議論したように、1回幾らとなってくると、今日は帰れるから少し早く帰ろうかなという人が増えてくることも考えられ、殆ど同じ様な額になるのではないかという事で、徴収額が今と変わらなければ、そういう方向でどうかという事になりました。 他にはご質問とかご意見ございますか。 それでは、この原案でパブリックコメントを求めさせて頂くという事で宜しいですか。
委 員	結構です。
会 長	今、加納委員と猪原委員からは修正案が出てきています。具体的には猪原委員からきているご意見は、国の定めている徴収基準の原則というのをここに書いた方が良いのではないかということです。それから、今回何故見直しをするのかという事については、猪原委員の意見に書かれているような事を加筆させて頂くという事、後は文言の修正になってまいりますので、皆さんから頂いた文言で適切に統一した文言を使うような形で変えさせて頂くという事でご了解頂きたいと思います。 最終的には、これを基にパブリックコメントを求めさせて頂いて、当初予定していました、次回10月2日に決定して市長の方に答申を出すという事になりますね。
事務局	予定では10月2日と30日と2回有りますが。
会 長	10月2日にはパブリックコメントの意見が大体集約されますか。

事務局	<p>今の予定ですと、9月15日号の市報に乗せて、9月末まで意見を頂こうと考えております。</p>
会長	<p>そうすると10月2日は無理ですか。</p> <p>9月15日からという事になると、10月2日はとても出来ないと思ったのは、ご意見が上がってきて、そのご意見は事前には皆さんにお渡ししないで、ここに出される事になるのですよね。9月末までの締め切りになりますので。</p> <p>いずれにしても2週間ご意見を頂く期間というような事でやらせて頂くとすると、その後の意見に対するこちらの対応の仕方をどうするか、という事について皆さんのご意見を諮らせて頂いて宜しいですか。</p> <p>具体的に保護者会としては、この問題について、これから議論をして頂くことになりますか。これまでも議論はして頂いていると思いますが。</p>
森委員	<p>8月は会合がないので、9月の第2土曜日に今までの経過を報告するという形になります。</p>
会長	<p>そうするとそこでご意見が上がってくる事は上がってくる訳ですね。</p>
森委員	<p>はい。</p> <p>パブリックコメントというのは、通常はどのように行うものなのですか。</p>
会長	<p>通常はご意見を頂いて、そのご意見を基にもう一度この原案を調整するという事をして、最終原案を作るという事になる訳です。</p> <p>そういう方法ですと、その中に保護者会の方々のご意見というのも、当然一般のご意見で出して頂いても良いですし、保護者会としてご意見をまとめて頂いても良いですし、そしてこちらでそのご意見を基にしよう1回この原案を練り直して、最終答申案として出していくという事になると思います。</p> <p>一般的にはそうだろうと思うのですが、これから子育て支援計画の方も、パブリックコメントを求めていくのですが、あちらはもっと色々な分野に渡りますので大変ですが、こちらは保育料だけの問題なので、ご意見としては上げて欲しいとか下げて欲しいなどのご意見が来るとは思っておりますが、それを調整するということです。</p> <p>如何でしょうか。</p>
猪原委員	<p>私は、多分これですと反対或いは修正意見が出て来る可能性は有ると思うのですね。それをどう扱うかという事なのですが、勿論それは慎重に検討しなくてはなりません。その結果、原案を修正する事になるのかならないのか、私は、これだけ慎重に行って出した原案ですから、パブリックコメントによってこの内容を変えるという結論にはならないのだろうと見ています。つまり、変えなければいけないほど強い説得力の有るパブリックコメントというのは出てこないのではと思います。</p> <p>もっと欲を言えば、本来はこの原案が出来る前に、幾つか争点があるので、その争点について、例えば国基準の50%にする事が妥当かどうか、或いは3歳未満児をどうするかとか、幾つかの争点について意見をまず伺っておいて、それを基に色々議論をしてこの原案を作ったという作業がもし有</p>

<p>会 長</p>	<p>ればかなり良いのですが、それがなかったものですから、出来た原案についての結論ですから、中々パブリックコメントによってこの内容を修正するという事には、多分よほどの事がない限りならないだろうと思うのです。そういう意味では、非常に悪い言葉で言えば、やや形式的なパブリックコメントになってしまうのかなと、扱いがですね、そういう心配をしています。でもそれはそれでもう展開上しようがないのではないのでしょうか。</p>
<p>有澤委員</p>	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>基本的には、余り形式的にならずに、出来れば具体的な議論をしたいという事で、今回特別委員として森委員に入って頂いた訳です。利用者の側から、具体的にはどの程度の負担が妥当なのだろうかという事も含めて、会の中で率直なご意見を伺っていくという方式を今回取らせて頂いたという事だと思います。恐らく今回最終的に50%をですね、いや40%にしるとか、最初に戻してしまうというような事になると、当然この議論自体が成立しなくなって来ますので、その所は多分変えられる所と変えられない所があるだろうと思います。ただ、変えられる所ということ言えば、例えば全体として余りにも先程の話していくと、負担の割合が非常に増えてくる階層、Dの前半の所なんかが多すぎて、その所をもう1回見直しを、例えば市民の方の希望が多いというような事であれば、全体として他の部分を今度は上げるというような事を、もう1回議論し直さなくてはいけないかもしれない。そういうような事は有るでしょうし、或いは二子減免みたいな所で見直すとか、要するに50%という事を当初の前提の所とする限りに於いては、どこかがダメになった場合には、他の所を上げるというような事になってくると思うのです。それはパブリックコメントを求める以上は、ある程度は修正をかけるという腹積もりはしながら、公にしていくという事をしたいなと私は思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>パブリックコメントという事なのですが、市民の大多数の人が意見を出してくる訳ではなくて、たった1人の意見でも強く主張する人もいますよね。何人かのグループの人達が共同して数を集めて主張してくる人達もいます。もっとたくさんの人達が様々な考えを持っている訳なのです。だから市民の大多数の人達の本当の声なのかという所で、私はパブリックコメントで上がってきた意見はどのような妥当性を持って主張しているのかなと、いつも疑問には思うのです。</p> <p>かといって上がってきた1人の意見でも、それが私達が気が付かなかった意見であって、もっともだというような意見であれば、それは少数意見でも考え直さなければいけないのですが、我々が時間をかけて色々な資料を基に審議してきたものですから、本当に我々が考え直さなければいけないと思う事に関してはもう一度振り返っても良いけれど、余り振り回されない方が良いのではないかという気がしています。</p>
<p>会 長</p>	<p>市民参加条例の原則の中でどういう方法を採用するかですから、今回は保護者会からここへ来て頂くという事と、それから最終的にはこういった問題なので公にして、皆さんに周知徹底を含めた意見を伺うという方式を取ろうという事だったのです。</p> <p>別に、どこかからのひも付きの訳ではないので、私達が議論してきたとい</p>

	<p>う事はこの文章で汲み取って頂くしか多分ないでしょうし、ご意見に対しては再度審議会で議論させて頂くという事で、今の有澤委員のご意見等については、議論をしていく時に私達の立場みたいなもの、私たち自身が当然市民の付託を受けて行っている審議会ですので、そういう意味では審議会で議論をしたという責任性は果たしたいと思っております。</p> <p>他に何かご意見ございますか。</p> <p>そうしますと、ご意見を伺ってくると、少なくとも保護者会の議論というのは9月になされると、そしてパブリックコメントのご意見も9月中には出て来るとすると、それを基に確認と議論という事になると思うのですが、それを予定通り10月2日にさせて頂いて、どれ位のものが出てくるか分かりませんので、本当にすぐ済んでしまうか、時間が掛かるか分かりませんが、その日は設定させて頂いて、全く問題がなければ10月30日の審議会はいらないかもしれませんね。</p> <p>何も意見がなくてこのままでOKという事になれば、10月2日の審議会が最終、もしそこで、内部的な詰めだとか、もう一回試算の見直しとかをしなければいけないという事であれば、最終の判断を10月30日にもう1回させて頂くという形で進めさせていただいて宜しいでしょうか。事務局の方は如何ですか。</p>
事務局	結構です。
会長	<p>それではその様な形で最終の判断を10月2日の審議会の時に決めさせて頂こうと思っております。</p> <p>この保育料の問題、答申案についてはこれで終了という事で、その他という事なのですが、事務局の方から何かございますか。</p>
事務局	<p>議事録の訂正が有ります。前回議事録の22ページ、下から11行目、清水(文)委員の発言の個所ですが「働きにもでないで」の「も」を削除し、「子育てしている人達に、色々弊害が今出ているので」の所を、「子育てしている人達は、色々な問題を抱えていると聞くので」と訂正をお願いします。あと一点ですが、やはり清水(文)委員の発言の個所ですが下から4行目、「皆さん目の色を変えて」を「皆さん関心をもって」と、訂正をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、今日の議題についてはこれで終了します。</p> <p>皆様ご苦労様でした。</p>

パブリックコメントに関して議論があったが、西東京市市民参加条例第6条第2項の「金銭徴収に関する条項...は、市民参加手続きは設定しない。」という規定に基づき、会議後、会長及び委員の承諾を得て、一般市民のパブリックコメントは行なわず、保育園の保護者からの意見聴取のみとすることとした。